

福山市環境基本条例

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指して



福山市

福山市環境基本条例

2007年（平成19年）12月21日施行

前文

私たちのまち福山は、温暖な気候と緑豊かな山々や丘陵、そして、瀬戸内海へ注ぐ芦田川などの美しい自然に恵まれた都市である。この恵み豊かな環境のもと、市民のたゆまぬ努力と英知により、中国・四国地方の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、市、市民及び事業者が協働して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

条例制定の目的

福山市では、今後の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福山市環境基本条例を制定しました。

条例の特徴

「環境の創造」

環境の保全に加えて、良好な環境をより良い状態に育てることなどを含んでいます。

「循環型社会」

持続的発展が可能な社会の構築に向けて、「循環型社会」を形成します。

「協働」

環境の保全及び創造に関する施策についても協働のキーワードを盛り込んでいます。



条例のしくみ

基本理念（第3条）

環境の恵沢の享受と継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
地球環境の保全の推進

責務（第4条～第6条）

市

市民

事業者

施策の策定等に係る基本方針（第8条）

自然的構成要素を良好な状態に保持する
人と自然が共生する良好な環境を確保する
循環型社会を形成する
環境の保全及び創造に関し協働して取り組む社会を形成する

基本的施策（第9条～第24条）

環境基本計画
施策の策定等に当たっての配慮
環境影響評価
規制の措置
助成等の措置
環境の保全及び創造に関する施設
の整備等
水環境及び大気環境の保全
環境への負荷の低減に資する製品等の
利用の促進

資源の循環的な利用等の促進等
環境産業の振興
環境学習及び環境教育の推進等
市民等の自発的活動の促進
情報の提供
調査及び監視等
国及び他の地方公共団体との協力
地球環境の保全の推進

環境審議会（第25条～第31条）

○ 環境の保全及び創造に関する重要事項や環境基本計画の策定に関する
調査審議

みんなで取り組みましょう

市と市民，事業者のみなさんの取り組みを定めました

市民のみなさん

日常生活において，環境への負荷を減らすように努めましょう。
市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しましょう。

市

環境の保全及び創造に関する施策を策定し，実施します。

事業者のみなさん

公害の防止や自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じましょう。
製品等が消費者等によって廃棄された場合に，その適正処理が図られるように必要な措置を講じましょう。
製品等が消費者等によって使用又は廃棄されることによる環境への負荷を減らすように努めましょう。
環境への負荷を減らすような原材料の利用に努めましょう。
環境の保全及び創造に自ら努め，市の環境の保全及び創造に関する施策に協力しましょう。

福山市経済環境局環境部環境保全課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL : 084 - 928 - 1072 FAX : 084 - 927 - 7021

E-mail : kankyou-hozen@city.fukuyama.hiroshima.jp